

別紙

長久手市条例第 号

長久手市部設置条例の一部を改正する条例

長久手市部設置条例（昭和 59 年長久手町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(部の設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の各号に掲げる部を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>市長公室</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>行政運営の管理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>職員の進退及び身分に関する</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の各号に掲げる部を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>行政経営部</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>市長公室</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

ること。

(6) 広報及び広聴に関するこ  
と。

(7) 情報化の推進に関するこ  
と。

(8) 統計に関すること。

#### 総務部

(1)～(8) (略)

#### くらし文化部

(1)及び(2) (略)

(3) 自治体交流及び国際  
交流に関すること。

(4) 商工業及び観光に関するこ  
と。

(5) (略)

(6) (略)

#### 行政経営部

(1) 行政運営の管理に関するこ  
と。

(2) 統計に関すること。

(3) 職員の進退及び身分に関す  
ること。

(4) 広報及び広聴に関するこ  
と。

(5) 情報化の推進に関するこ  
と。

#### 総務部

(1)～(8) (略)

#### くらし文化部

(1)及び(2) (略)

(3) 観光、自治体交流及び国際  
交流に関すること。

(4) (略)

(5) (略)

(6) 農林水産業及び商工業に関  
すること。

<p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>福祉部</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>建設部</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>農林水産業及び田園バレー事業に関すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(7) <u>田園バレー事業に関すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>福祉部</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>建設部</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
(長久手市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 長久手市特別職報酬等審議会条例(昭和43年長久手村条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>市長公室</u>人事課において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>行政経営部</u>人事課において処理する。</p>

(長久手市行政改革推進委員会設置条例の一部改正)

- 長久手市行政改革推進委員会設置条例(昭和60年長久手町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>総務部行政課</u> _____において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>行政経営部経営管理課</u> において処理する。

## 議案の概要

### 1 改正の趣旨

この条例は、組織機構の再編に伴い、長久手市部設置条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 今後策定する次期長久手市総合計画などの計画策定や緑化施策の推進に向けて、迅速かつ柔軟に行政運営を行うため、組織機構を見直し、部及び分掌事務の変更を行うものです。

### 2 改正の内容

(1) 市長の権限に属する事務を分掌する部を次のように改めること。(第1条関係)

ア 市長公室

イ 総務部

ウ 暮らし文化部

エ 福祉部

オ 建設部

(2) 部の分掌事務を次のように改めること。(第2条関係)

市長公室	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市長政策に関すること。</li><li>2 基本的施策の企画及び総合調整に関すること。</li><li>3 秘書及び渉外に関すること。</li><li>4 行政運営の管理に関すること。</li><li>5 職員の進退及び身分に関すること。</li><li>6 広報及び広聴に関すること。</li><li>7 情報化の推進に関すること。</li><li>8 統計に関すること。</li></ol>
総務部	<ol style="list-style-type: none"><li>1 行政一般及び法務文書に関すること。</li><li>2 契約及び検査に関すること。</li><li>3 予算その他財務に関すること。</li><li>4 市有財産及び施設管理に関すること。</li><li>5 戸籍、住民基本台帳その他住民記録に関すること。</li></ol>

	6 税の賦課に関する事。 7 税の収納に関する事。 8 他の部の主管に属しない事。
くらし文化部	1 地域の振興に関する事。 2 市民協働及び男女共同参画に関する事。 3 自治体交流及び国際交流に関する事。 4 商工業及び観光に関する事。 5 交通安全、防犯及び防災に関する事。 6 環境衛生に関する事。 7 生涯学習及びスポーツに関する事。 8 芸術及び文化に関する事。
福祉部	1 社会福祉に関する事。 2 高齢者福祉及び介護保険に関する事。 3 子育て支援及び保育に関する事。 4 国民健康保険及び国民年金に関する事。 5 保健衛生に関する事。
建設部	1 道路、河川その他土木に関する事。 2 都市計画、住宅及び建築に関する事。 3 農林水産業及び田園バレーに関する事。 4 区画整理に関する事。 5 下水道に関する事。

### 3 今後の影響

条例の改正により、迅速かつ柔軟な行政運営が図られます。

### 4 附則について

- (1) この条例は、平成28年4月1日から施行するものとします。
- (2) この条例の改正に伴い、長久手市特別職報酬等審議会条例の一部を改正するものとします。
- (3) この条例の改正に伴い、長久手市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正するものとします。